

それを進めていくための施策があつて、それが連動しており、被害が起きてくるのを出来るだけ少なくした時に、これ位の金額で耐えられるのだという論点につながっているのだろうか。前もって努力していた人とそうでない人の間に、前もって努力していた人は、それなりに、被害も少なかったから、金額も少なくなくてよくて、前もって努力していなかった人は、そのまま補償されるということだと、前もって努力をしていた人の金額も300万円で、努力していなかった人の金額も300万円で、補償される金額が同じで、本当にモチベーションは低下したりしないのだろうか、と考えたわけですよ。まず、絶対額の問題がかなり心配だったということ。それから、ほかのところで、耐震化のための努力がどれくらいなされているのかとか、その進展具合はどのようなのだろうかとか、ということ。いざ起ったときに、セーフティーネットとして対応する量として本当に大丈夫なのだろうかということ。しかもそれが、下手をすると、耐震のモチベーションを損なってしまうような方向になってしまっているといけないし、ポリシーとしては、コンパチブルに、全体の制度が体系的にみんな前もって耐震性能のある住宅に変えていくような努力を少しずつしていってもらえるような、体系の中に、この政策もはまっていって欲しいと思っている。そのことはきっと、参事官の方でも、反対はないと思っている。ただ、最後のところで、本当に災害が起ってしまったときに、壊れて右往左往している人を処理することは大変だということは、そのとおりで私は思いますよ。だから、そういう局面をできるだけ小さくしたり、そういう局面で、この予算の中で上手くはまるようなことを、全体としてコンパチブルに入れておかないとまずいのではないかという気持ちは、同じように理解して下さいますか。

○篠原参事官 災害が起きたときに右往左往する方を支援しなければいけない、そういう方を少なくするというのは大事なことで、それはそのとおりののですけれど、そのために、いざ災害が起きて右往左往している人の中に、災害以前にやったことで、支援の内容に差が出てくるというのがどうかということです。

○福井専門委員 予め印を付けておけば、別に混乱は起きないのではないですか。例えば、耐震改修済のマークを付けるとか、それにもグレードがあつてABCがあるとか、予め公示しておけば全然問題はない。

○篠原参事官 現に住宅が潰れてしまって、そのもとの住宅が耐震化してあったものとしてなかったものと、家が潰れて困っているそこで取って差をつける必要があるのかということです。

○福井専門委員 差をつけないと増えるのだということです。インセンティブに影響するということをよく認識してもらわないと困ります。

○篠原参事官 災害でそうなった状況の中で差をつけないといけないということがこちらとしては理解できない。

○福井専門委員 逆にどうして、災害を増やすことを奨励するということを是認できますか。

- 篠原参事官 増やすことは奨励はしていません。
- 福井専門委員 増やすことを奨励しているのです。客観的には。差を付けなければ、保険だってそうだけれども、できるだけ事前に、良いものは奨励し、悪いものはくじくという形でインセンティブの与え方を工夫しなければ、無駄な財政支出を招く、または、事故を増やすということです。何だって共通です。
- 篠原参事官 住宅が潰れた方々に対する支援が無駄な支出だとは思いませんけれども。それが、仮に、過去に耐震の努力をしていなくても。
- 福井専門委員 趣旨が違います。できるだけそういう支出を、減らそうと思えば減らせたのにそれをしないのは無駄な支出です。
- 篠原参事官 減らそうと思えば、それだけ減るかどうかというのはかなり・・・。
- 浅見専門委員 事後の対策と事前の対策というのは両立しないものなのではないでしょうか。
- 黒川主査 そこを両立させて欲しいとっているわけです。
- 塩本参事官補佐 両立しないのかということとは、いざ起ってしまったときに、区別なく等しくですね、ただ、それはあくまでも、今の制度がそうであるように、本当に自力ではどうしようもない方に限定して手を差し伸べている。
- 福井専門委員 一律ではまずいということです。
- 塩本参事官補佐 それと、事前にきちんと耐震化を促していくという取組みを、今まで以上にしっかりやっていくということと、それぞれに非常に大事なことだと思いますので。この制度がどういう経緯で成立したかとか、その後、1回大きな改正をやっておりますけれども、そのときどういう議論があったか、それは、先生方がよくご存知のことだと思います。そういう議論を踏まえて現在の制度でございますので。
- 福井専門委員 そういう議論をしていないでしょう。インセンティブに影響を与えるかどうかという観点で詰めた議論をしていると聞いたことはないですから。それを今まさに問題提起しているのです。
- 浅見専門委員 例えばね、この300万円というのを、何もしないで被災した人達は100万円だと、そのかわり、もしも、耐震改修しても、被害が出たら1,000万円出ましようかと、それ位、格差を出しても恐らくペイすると思うのですよ。財政規模が大きくなると私は思うのですが、それ位やれば、かなりインセンティブになるのではないかと。
- 福井専門委員 格差の付け方は、いろいろな算定があるけれども、メリハリを付けないと、予め改修するという動機に全然影響を与えないわけです。こういう、のべつ幕なしというのはセーフティーネットにすらならない。支出が膨大になるということは、救えない人を増やすということだから。のべつ幕なしの財政支出膨張型の政策は改めないとまずい。
- 塩本参事官補佐 そこが、1,000万円たとえ差があったとしても、自宅が潰れるということは、そもそも命がなくなることですから。
- 福井専門委員 もう壊れて無くなっても構わないと思っている家かも知れない。
- 塩本参事官補佐 それは、見る方の立場によっていろいろ見解があると思いますが、こ

の制度が出来て、その後、今に至るまで、この制度をもっと改善して欲しいと、たくさんの方から言われています。実際に、災害の現場で、行く度にそういうようなご要望をいただきます。そういう方からは、全く逆の立場の。

○福井専門委員 起こってしまったから助けてくれというのは、誰だって言うけれども、それを起こる前に防ぐように誘導するのが行政の役割でしょう。

○篠原参事官 起こった後に差をつけるというわけにもなかなかいかないでしょう。

○福井専門委員 差をつけなければインセンティブにならないということです。

○篠原参事官補佐 支援を求めている方について、あなた、災害以前に努力しなかったからしょうがないでしょうと。自業自得ではないですかと。

○福井専門委員 しょうがないのではないですか。努力していないのだったら。差がつくのは当たり前ではないですか。努力していた人がかわいそうではないですか。努力している人には報いるべきでしょう。努力していない人には、それなりに減額すべきでしょう。

○篠原参事官 耐震した方については、そのことによって被害も軽かったとか、潰れなくて済んだと、そういうこともあるかも知れないし、それが本来の耐震のメリットであり、その人はそれを享受しているわけですよ、そもそも。

○福井専門委員 そういう論法、すなわち本人に全部利益が帰属するのでしょうか、というのだったら、最後まで何もやらないということにしなければ一貫性がない。そうではないわけでしょう。助けるのはいい。

○篠原参事官 本人が災害発生以前に何をしたかというのは、それはそれであるのですけれども、この制度というのは、そういうことを考えずに、本当に被災で現に家が潰れてしまっているわけですから、そこで昔の話を持ち出して、あなたのところは支援しないと、こちらは支援しますよという。そういったことは適当ではない。

○福井専門委員 適当なのです。そうしなければ、予め防ぐことができないからです。

○塩本参事官補佐 先生は先程、耐震化との関係を議論されていないとおっしゃいましたけれども、この制度は出来てからも、当時の国土庁の時代に、住宅再建のあり方についての検討会を開いて、その後も、中央防災会議でも議論していただいて、そういう経緯がございます。その中では、耐震化のインセンティブをしっかりと政策としてやっていくことと並んで、住宅の再建については、これは公費でしっかりとやるべき部分があると、早く社会を安定させるということが、震災の後、非常に大事だということで、住宅の再建を後押しするような制度について、公共的に対応する必要があるのだと、いう趣旨のことが決まっている。

○黒川主査 それは、当たり前のことで、本当に罹災している人を助けるのは当たり前ですよ。そのシステムのやり方を議論しているだけで、本当に困っている人はどうしたって助けなければいけないですよ。それから、そのときに、その人のそれぞれの事情なんて言っている暇もない。その前の段階で、みんなが、何らかの形で、そういう被害を最小にするだけの努力をすることと、コンパチブルになっていて欲しい。そのことが、この制度と

して、どこかで説明ができますかと議論している。少なくとも、絶対額の部分でも、中越の場合は、この範囲の中で良かったかもしれないけど、その中でも大騒ぎだったという今の話ですけれど、大都市の場合、こちらの家が何かしていなかったことが、隣の家に影響を与えるような、すごい外部性の世界で、超密集地の中でこういう問題は起こってくるわけです。そのときに、一律被害を受けたから、全員が被害者だと思いつめるような環境だったら今のような論理は成り立つと思うけれども、何らかの形で、努力をしていた、耐震で耐火の住宅を作っているタイプの人と、そういうことを何もしないで木造住宅を都心の密集地域の中で作っている人とが、同じ扱いになるというのは、それなりの問題を考えてもいいのではないかと。どこかで、全体のシステムとして、耐震性能に持って行くことと、後で被害が起きたときの救済の仕方に関して、全体にコンパチブルなシステムにならないだろうかというのが我々の認識なのです。助けなければいけないというのは、当たり前だと思いますけれど、その問題だけが強調されてしまって、いざ起ったときにみんなで助けなければいけない。行政は、そうなる傾向に非常にあるから、例えば、失業者が一杯出ているときに、何らかの形で救済しなければいけないという政策が作られるというのはいつでも、政治のメカニズムとしては当たり前だと思うし、これも全く同じ。震災が起ったときに助けなければいけない。だから救済するのは当たり前なことだと思うけど、それを、前もってわかっているときに、システムティックな制度にしておいた方がいいのではないかとこの認識なのです。そのことに関して、意見の違いがあるとは思っていないのです。ただ、この問題そのものの中に、全体のシステムというか、この、大災害が起ったときの救済のシステムで、事前の話と事後の話が、システムティックになるように、しかも、量的にもコンパチブルになっていけば、我々も納得するのですけれど、今のまま行くと、そういう方向に行かないのではないかという気がしています。ただ、先程言われたように、個人で保険をかける人のニーズは増えている。それは、そこでおしまいです。何もしない人は、何か災害が起きたときは救済します、というのが進んでいく可能性はあるのです。片方は民間の保険で救われていく。

○篠原参事官 何もしないというか、これは、本当にそこで困っている人を支えるわけですから、自力で十分できる人、十分蓄えがあって、家を自分で建て直すことができ、年収が500万円というのが条件になっていますから、本当にだからその。

○黒川主査 そうすると、これは社会政策。ある種の緊急事態の社会政策で低所得者向け。

○篠原参事官 基本的には、生活再建というのは自力でやっていただくのが基本だと思っていて、それを自力では出来ない方の後押しをしようというのがこの制度です。そういう趣旨での年収要件がある。

○福井専門委員 そうであっても、一律ではなくて、できるだけそういう助けが必要だという人やそのための財政支出を改めて極力生じないようにするための枠組みでやってもらわないといけない。基本的には、先程、浅見専門委員が申し上げたように、支給限度額なりに格差をつける。耐震構造である、水害でいえば何か敷地内に貯遊槽を作っている、高

床式にするなど、いろいろな備えがあります。そういうものを客観的に認定できるような形で、支給限度額に、一定の差を付けていただく。もちろん、ミニマム、最低限のセーフティネットは構わない。でも、それが一律だということは理解できない仕組みです。ご検討いただきたいと思います。

○篠原参事官 真にどうしようもなく困っている人について敢えて、災害発生前に事象をとらえて差をつけるというのは。

○福井専門委員 納税者の感覚に合わないのです。そういう議論は。

○黒川主査 今の感覚でも、例えば、あなたは所得は幾らだったのですかと言いながら、所得チェックをしながら今のこの制度をやることだって相当大変ですよ。相当やりにくいこと。

○篠原参事官 やりにくいけれども、自力で再建してくださいと。どうしても、できない方について支援をしましょうと。

○福井専門委員 対策を講じておいたけれどもダメだった人には手厚く支援する。それは、まっとうな納税者の公平感覚です。それを一切無視するということはやめていただきたい。

○黒川主査 それから、収入500万円以上の人は何もないから、自分で頑張ってくださいというインフォメーションもどこかにないとね。500万円以下の人は、突然救われてしまうのですよね。それは、結構深刻なこと。

○福井専門委員 不連続ですからね。そこで突如切れる。

○黒川主査 どうしてそうになってしまうのか。みんな壊れるときは一緒だという論理だとすると。

○篠原参事官 壊れても、お金持ちは自力で再建ができる。

○黒川主査 550万円の人と480万円の人で片方は自力でいきますと、こちらはそうではありませんということになる。

○篠原参事官 どこで線を引くかということは、どうしても出てきますけれどね。

○福井専門委員 できるだけ割り切りでも乱暴ではなくて、きめ細かにして、できるだけ事前にみんなが災害に会わないように誘導する方向で、抜本的に見直しをして頂かないとまずい。

○篠原参事官 災害以前のことで差をつけるというのは、この制度の考え方からすると違うと思う。

○福井専門委員 我々はそうは思わない。いずれにせよこれについては、こちらの考え方をお示ししますのでご検討下さい。

○松井参事官補佐 一つ発言よろしいでしょうか。仮に技術的な話なんですけれども、耐震化というものを支援金の支給の要件とする場合に、発災時に、被災後に、その住宅が耐震性があるかどうかというのを一つずつ判断するというのは非常に困難。そのためには、あらかじめ、耐震性がある住宅かどうかというのを把握しておく必要がありますよね。そのベースを作らなければいけないのですけれども、この支援制度をそういうふうに変える

とするならば、そういった、耐震性があるかどうかを登録する制度はですね、現在、存在しませんから、うちの制度に入る前段の耐震性があるかどうかを証明する仕組みが必要ではないかなというふうに技術的観点から思います。

○福井専門委員 それはそうかもしれません。何らかの形でそこはチェックしないといけません。

○黒川主査 全体として、前もって努力をしてどこまで状態がいいかということに関して、個々の居住者が、自分の住んでいる環境とか、それから、自分の持っている住宅について適切な認識を持ってもらうということが基本なのですよ。そういうことをした上で、何かがあったということになったときに、今言われたようなモチベーションの問題が起きてしまいますよという話で、世の中はどちらかという、みんな自分で保険をかけながら、自分の家がどういう状態にあるか認識しつつあると思うのですよ。そういう方向に向けて、全体として、耐震、社会全体が、今言われたような形になっていることが望ましいと思っていますのです。そのことも含めて、全体のありようが、どういうやり方をしておけば、大災害に備えるための、うまいシステムとして成立しうるのかというのを考えていたということだと、今おっしゃって下さって良かったのですけれど、そういうつもりでいるということですよ。

○福井専門委員 耐震改修は国土交通省の建築行政でも今、密に議論しています。

○黒川主査 集合住宅の方はわかってきているのですよ。個別の住宅の方がなかなか難しい。

○福井専門委員 個別に、例えば、建築主事とか、特定行政庁がコミットして確認するような仕組みは充実してきていますから、連携をとっていただければ、それほど大きな問題にはならないと思います。

○黒川主査 それが、防災のための大きなシステムティックなシステムにならないだろうか。救済しなければいけないというのは、あきらかにそう。おっしゃるとおり。しかも現場では大混乱するだろうということは、我々も、そうだと思っているのですよ。でも何とかならないかと思っているのですよ。

○塩本参事官補佐 実際問題ですね。耐震改修、あるいは、場合によっては、建て替えしか仕方がないケースというのはたくさんある。私の実家もその口なのですが。そういったものが、実際に、仮に、ご指摘のような形の制度ができたとして、それが進むまでというのは非常に長い時間が進むと思いますし、高齢者の中には、耐震改修そのものが、経済的な理由でできないという方も多い。うちの実家もそういうケースにあたると思います。そういう場合で、果たして、本当に、事前の対応で、差をつけるというのが、今の時点で適切なかどうかということについては、もっと、たくさん、いろいろな議論をしていただかなければ。

○福井専門委員 住宅や建築のストックの改善という効果があります。だから、いまおっしゃったご実家ですが、ご実家の相続人なのでしょう、ご自身が。だったら、ストックと

して維持することを考えれば、親の家だけでも、相続予備軍としてやはり改修しておいた方がいいかもしれないという判断が各家計にあるかもしれない。どちらにしても、ストックとしての劣悪性を是正する、というのがメッセージですから、本来、ストックとしての耐震性は、そこに住んでいる人が高齢化しているとか、低所得であるとかとは関係なく、社会的に訴求すべきことなのです。

○塩本参事官補佐 メッセージはいろいろな形で出ておりますので、それに対して、事後対策として何をすべきかということと・・・。

○黒川主査 時間は過ぎてしまったようですね。私は今回の議論で、強烈に理解してしまったのは所得500万円以上の人は、自力で何かするしか手がなくて、何も制度が無いということもわかったのです。

○塩本参事官補佐 低利融資制度もございますし、それから、金額がどうなるかわかりませんが義援金とかもございますし・・・。

○福井専門委員 510万円の人と500万円の人で、300万円違い得るということは相当な落差です。そのことはよくご認識いただきたい。

○黒川主査 かなりショックでしたよ。

○福井専門委員 逆転するわけですから。その臨界点で。

○黒川主査 社会政策として議論されていたということは、よく認識しましたけれど、ただ、この問題の段差は強烈だということですよね。もっと大きな問題になってしまうような気がしますよ。現場でこの状態が起こったらね。農村地域だったら、ほとんど、そういうことはなくて、500万円以下の中に入っただろうと思われるのが、大都会で起こった場合に、何の救済の金額も自治体からこなくて、本当に低所得の人が救われて、あとは個人でやりなさいという議論になっているということですよね。

○福井専門委員 これは、刻みを工夫すれば、逆転を避けるやり方もありえますから、そういうことも検討されたほうがよいと思います。

○浅見専門委員 例えば、税金の支払いとかも。

○黒川主査 今日は、いろいろな議論が出来て、問題を認識することができましたし、我々も、もう少し踏み込んだ議論をしていきたいと思いますので、今後とも、宜しく対応していただきたいと思います。どうもありがとうございました。